

関係条例等の定め

第 1 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）

（目的）

5 第 1 条 この条例は、地方公務員法第 24 条第 5 項及び警察法第 56 条第 2 項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

10 第 3 条 この条例により職員に支給される給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当とする。

（給料）

15 第 4 条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。

2 （略）

（給与の減額）

25 第 13 条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間条例第 7 条の 3 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間、職員勤務時間条例第 8 条に規定する祝日法による休日（職員勤務時間条例第 9 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代

わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は職員勤務時間条例第8条に規定する年末年始の休日(職員勤務時間条例第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の

25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 職員勤務時間条例第7条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間につ

いて前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

5 第15条 祝日法による休日等（職員勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日が職員勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして人事委員会規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

15 (夜間勤務手当)

第16条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

20 (勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間）に毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員勤務時間条例第8条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始

の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万1,000円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は、6,600円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては3万1,500円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては1万1,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 前項の勤務は、第14条から第16条までの勤務には含まれないものとする。

第2 職員の給料等の支給に関する規則（以下「給料支給規則」という。）

（時間外勤務手当の支給割合）

第13条 職員給与条例第14条第1項又は市町村立学校職員給与条例第12条第1項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

（1） 職員給与条例第14条第1項第1号又は市町村立学校職員給与条例第12条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

（2） 職員給与条例第14条第1項第2号又は市町村立学校職員給与条例第12条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

(休日勤務手当の支給割合)

第 13 条の 5 職員給与条例第 15 条又は市町村立学校職員給与条例第 13 条の人事委員会規則で定める割合は、100 分の 135 とする。

5 第 3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第 7 条の 2 任命権者は、第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 (略)

3 (略)

15 (休日)

第 8 条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休暇の種類)

第 10 条 職員の休暇は、年次休暇、公傷休暇、病気休暇、療養休暇、生理休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

25 第 11 条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)

5 (2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数

(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、
10 長崎県以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者(以下この
15 号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事委員会規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の人事委員会規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事委員会規則で
20 定める日数

2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、人事委員会規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。
25 ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第 16 条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。この場合において、人事委員会規則で定める特別休暇については、人事委員会規則でその期間を定める。

第 4 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）

(特別休暇)

第 13 条 条例第 16 条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1) ～ (14) (略)

(15) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために請求した場合 一の年の 6 月から 9 月（任命権者が特に必要と認める場合にあっては 10 月）までの期間内における原則として連続する 5 日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の 1 週間当たりの平均勤務日数に応じ別表第 4 の日数欄に掲げる日数）の範囲内の期間

(16) ～ (26) (略)

第 5 宿日直手当の支給に関する規則（以下「宿日直規則」という。）

(宿日直勤務)

第 2 条 宿日直勤務とは、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年長崎県条例第 6 号）第 7 条の 2 に規定する正規の勤務時間をいう。）外の時間、職員給与条例第 13 条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で人事委員会が指定する日に行う次の各号に掲げる勤務をいう。

(1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視等を目的とする当直勤務

(2) 別表第1に定める学校における入寮者の生活介助等のための当直勤務

5 (3) 長崎県警察航空隊における航空機及び附属施設等の警備又は情報連絡等のための当直勤務

(4) 警察本部又は警察署における警備又は事件の捜査、処理等のための当直勤務（前号に掲げる当直勤務を除く。）

(5) ～ (8) (略)